



ニュースレポート

令和7年11月10日

報道機関各位

市民対話課まちづくり係

タイトル オンライン相談の受付を開始します

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

行事・事業名	赤穂市消費生活センター オンライン相談の受付
日 時	_____
場所・住所	_____

趣旨・目的（PRしたいこと）

消費生活センターでは、赤穂市内に在住、在勤、在学の方を対象に、相談員が消費生活にかかわる苦情や相談を受け、トラブルを解消するお手伝いをしています。（個人間のトラブル、慰謝料や損害賠償金などに関する相談はお受けできません。）

相談は、電話または来庁により受付していますが、令和7年12月からオンライン相談（Zoom）ができるようになります。オンライン相談を希望される方は、相談希望日の2開庁日前までに電話で予約が必要です。詳しくは市ホームページでご確認ください。（<https://www.city.ako.lg.jp/shimin/machizukuri/soudan/shouhi.html>）

- 実施日 毎週月曜～金曜日（祝日、年末年始は休み）
- 1回あたり30分まで

相談内容によっては、一日でも早い対応が有効な場合もあります。

ご心配な場合は、まずはお電話ください。

【赤穂市消費生活センター】

電 話：0791-43-7067

F A X：0791-43-6810



【市ホームページ】

問い合わせ先	部課係名：市民部市民対話課まちづくり係 担当者名：大隅 電 話：0791-43-6818 内線（2174） F A X：0791-43-6810
--------	---

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）